

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成30年3月19日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700072 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700044 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 18 年 7 月 1 日から平成 22 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、平成 18 年 7 月から平成 20 年 8 月までを 26 万円から 38 万円、同年 9 月から平成 22 年 8 月までを 26 万円から 36 万円にすることが必要である。

平成 18 年 7 月から平成 22 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 18 年 7 月から平成 22 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 7 月 1 日から平成 22 年 9 月 1 日まで

私が A 社で勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低い額で記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した給与支給明細書及び請求者の給与支給額等に係る A 社からの回答から判断すると、請求者が、請求期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書及びA社の回答により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年7月から平成20年8月までは38万円、同年9月から平成22年8月までは36万円とすることが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間について、請求者の請求どおりの報酬月額に係る届出及び保険料の納付を行ったか不明であると回答しているが、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、事業主から報酬月額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額として当該資格取得届が提出されたことが確認できる上、年金事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等の資料によると、請求者に係る平成19年度、平成20年度及び平成21年度の定時決定における標準報酬月額は保険者による算定が行われていることから、事業主は当該年度に係る算定基礎届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700159 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700047 号

第 1 結論

請求者の A 社（現在は、D 社）B 支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 54 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日に訂正し、同年 6 月の標準報酬月額を 11 万円とすることが必要である。

昭和 54 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 54 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 54 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 4 月 1 日に A 社に入社し、現在まで同社に継続して勤務しているが、同社の B 支店から C 支店に異動した際の請求期間に係る被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録、D 社から交付された請求者の在職証明書により、請求者は、請求期間において、同社に継続して勤務し（昭和 54 年 7 月 1 日に A 社 B 支店から同社 C 支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、A 社 B 支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票における請求者の昭和 54 年 5 月に係る標準報酬月額の記録から、11 万円とすることが妥当である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する事業主の義務の履行については、事業主は、昭和 54 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かは不明であると回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和 54 年 7 月 1 日とし

て届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月29日と誤って記録したとは考え難い上、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者資格の得喪に係る届書の様式は、厚生年金基金加入員の得喪に係る届書と一体の様式で複写となっており、請求期間当時も同様の様式であったと考えられる。」と陳述しているとおろ、請求者の厚生年金基金の加入員記録は、オンライン記録と一致していることを踏まえると、事業主から同年6月29日を資格喪失日として被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和54年6月に係る納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700142 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1700014 号

第 1 結論

昭和 57 年 8 月から同年 11 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 8 月から同年 11 月まで

私は、会社を退職した直後の昭和 57 年 8 月頃、A 市の旧 B 町（昭和 55 年 12 月 1 日に C 町と合併に伴い、A 市 D 町）にあった社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、同社会保険事務所及び旧 C 町内にあった居住地の近くの公民館のような場所で現金により納付した記憶があるのに、請求期間に係る納付記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、「昭和 57 年 8 月頃に国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、オンライン記録から、平成 19 年 5 月 14 日に請求者の国民年金被保険者種別変更に係る手続が行われ、請求者は同年 4 月 21 日に初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

また、請求者が主張する昭和 57 年 8 月頃に加入手続を行い、国民年金保険料を納付するためには、国民年金に初めて加入した被保険者に対して国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、請求者の住所地であったとする A 市 D 町において、請求期間より前の昭和 57 年 6 月 20 日から請求期間の終期の末日である同年 11 月 30 日までの期間に国民年金の被保険者資格を取得した 275 名分の国民年金被保険者台帳管理簿及び当該者分の手帳記号番号に係るオンライン記録を確認したが、請求者の氏名は見当たらない。

さらに、請求者は、「社会保険事務所で国民年金の加入手続を行った際、保険料額を計算するために離職票が必要であると説明され、後日、離職票を提出時に保険料額

が決定されたが、納付書は交付されず、同社会保険事務所及び居住地の近くの公民館のような場所で保険料を現金により納付した。」と主張しているところ、i) 日本年金機構E事務センターは、「請求期間当時、社会保険事務所の収納は過年度分の国民年金保険料に限られており、現年度分の保険料を収納することはできない。」と回答、ii) A市は、「請求期間における国民年金保険料月額は、一律の金額(5,220円)であったので、加入時に保険料額が分からないことは考えられない上、当市において現年度分の国民年金保険料は、昭和47年度から納付書方式による納付を開始しており、区役所の窓口又は金融機関において納付書により納付する方法であった。なお、公民館のような場所における収納については、当時の資料が無く不明である。」と回答しており、請求者が主張する保険料の納付方法等は、請求期間当時の取扱いとは相違する。

加えて、オンライン記録による氏名検索及びE事務センターにおいて国民年金手帳記号番号払出簿検索システム(昭和60年3月のオンライン化に移行する前に、社会保険事務所が紙台帳で管理していた国民年金手帳記号番号払出簿等を電子データ化したもの)による調査を行っても、請求者に手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700096 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1700015 号

第 1 結論

昭和 44 年 5 月から昭和 47 年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 44 年 5 月から昭和 47 年 12 月まで

昭和 44 年 5 月、アパートの大家に勧められ国民年金に加入し、当該アパートに居住していた昭和 47 年 8 月頃までは、毎月、自宅に集金に来ていた婦人会役員に 250 円を納付していた。また、当該アパートを転居後の住所地では、毎月、A 町役場で納付していたのに、請求期間に係る納付記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、「居住していたアパートの大家に勧められ、昭和 44 年 5 月に国民年金に加入し、昭和 47 年 8 月頃までは自宅に集金に来ていた婦人会役員に、その後は A 町役場で国民年金保険料を納付していた。」と主張しているところ、請求者が所持する国民年金手帳から、請求者は昭和 48 年 1 月 25 日に任意で被保険者資格を取得していることが確認でき、任意加入者は遡って国民年金の被保険者になり得ないこと、及び国民年金手帳記号番号払出管理簿等から、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 1 月頃に A 町で払い出されたと推認でき、この頃に国民年金の任意加入被保険者として加入手続が行われたと考えられ、請求者の主張する加入時期と相違する。

また、請求者が昭和 48 年 1 月頃に交付されたと主張する国民年金手帳並びに請求者が請求期間後に居住した B 町、C 市及び D 市が管理した請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、それぞれに記載されている資格取得日は「昭和 48 年 1 月 25 日」と記録されており、当該取得日はオンライン記録と一致していることから、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

さらに、オンライン記録による氏名検索及び E 事務センターにおいて国民年金手帳記号番号払出簿検索システム（昭和 60 年 3 月のオンライン化に移行する前に、社会保

険事務所（当時）が紙台帳で管理していた国民年金手帳記号番号払出簿等を電子データ化したもの）による調査を行っても、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、前述の国民年金手帳によると、「昭和 47 年度国民年金印紙検認記録」欄には、請求期間のうち昭和 47 年 4 月から同年 12 月までの月分欄に「保険料不用」と記録されており、国民年金保険料が納付されていないことが確認できる上、上記被保険者名簿には、いずれも請求期間に係る保険料の納付は確認できず、オンライン記録と一致していることが確認できる。

その上、請求者が請求期間のうち昭和 44 年 5 月から昭和 47 年 8 月頃までの期間に居住していたとするアパートの大家は、請求者の当該期間に係る国民年金保険料の納付について知っている旨の陳述書を請求者を通じて提出していることから、当該大家に照会したが、請求者の国民年金の加入手続及び保険料納付について具体的な証言は得られない上、請求者が保険料を納付していたとする婦人会役員は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間における保険料納付の状況等を確認することができない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700134 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700045 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 5 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A 社において平成 5 年 3 月 31 日まで勤務したのに、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が退職年月日と同日となっており、請求期間の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、請求者は、A 社に平成 2 年 7 月 27 日に雇用され、平成 5 年 3 月 30 日に離職していることが確認できる。

また、企業年金連合会から提出された請求者に係る厚生年金基金加入員台帳によると、請求者の厚生年金基金加入員資格の喪失年月日は平成 5 年 3 月 31 日となっており、オンライン記録と一致している。

さらに、A 社は既に解散し、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、解散時の事業主は、請求期間当時の資料を保管しておらず、当時の担当者も死亡しており、請求者に係る勤務状況及び保険料控除の有無については不明である旨を陳述している。

加えて、請求期間において、A 社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会し、回答のあった者のうち 2 名は請求者のことを覚えているが、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除については分からないとしている。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情もない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断

すると、事業主により、請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700111 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700046 号

第1 結論

請求期間①から⑤までについて、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月 4 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 55 年 8 月 30 日から同年 12 月 27 日まで
③ 昭和 56 年 1 月 7 日から同年 3 月 28 日まで
④ 昭和 56 年 5 月 18 日から同年 8 月 1 日まで
⑤ 昭和 56 年 9 月 1 日から昭和 57 年 4 月 1 日まで

私は、大学を卒業した昭和 55 年 4 月から B 事業所に任用され、A 事業所管内において、請求期間①、②及び③は C 出張所、請求期間④は D 出張所、請求期間⑤は E 出張所にそれぞれ F 職として勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出した辞令書、人事異動通知書及び A 事業所の回答により、請求者は、請求期間①は昭和 55 年 4 月 4 日から同年 7 月 31 日までの期間、請求期間②は昭和 55 年 8 月 30 日から同年 12 月 26 日までの期間及び請求期間③は昭和 56 年 1 月 7 日から同年 3 月 27 日までの期間に C 出張所、請求期間④は昭和 56 年 5 月 18 日から同年 7 月 31 日まで D 出張所、請求期間⑤は昭和 56 年 9 月 1 日から昭和 57 年 3 月 31 日まで E 出張所を勤務地として、B 事業所に任用され、それぞれ常勤の F 職として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 事業所は、「管内の現場出張所等に勤務する F 職に係る給与計算及び厚生年金保険の加入手続等は、当事業所で行っており、当時の事務担当者に確認したところ、昭和 56 年中途（時期不明）までは、本人の希望により厚生年金保険に加入し、同時期以後は法令（厚生年金保険法第 12 条の規定において、2 か月以内の期間を定めて使用される者については、厚生年金保険の被保険者としない。）に基づ

き、2か月以上の雇用が見込まれる場合は強制加入であった。」と回答している上、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、請求期間①から⑤まで(以下「請求期間」という。)において、厚生年金保険の被保険者資格を短期間に取得及び喪失を複数回繰り返している者に照会したところ、回答のあった17名のうち11名は、職名を「F職」と回答しており、そのうち勤務形態が「常勤」であったとする8名が回答した任用期間又は雇用保険の被保険者記録は2か月を超える期間が確認できるものの、5名は当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無く、残る3名は任用期間等と厚生年金保険被保険者記録が一致していることから判断すると、請求期間当時、A事業所では、厚生年金保険法第12条の規定により2か月以上の雇用が見込まれる場合であっても、必ずしも全ての「常勤」かつ「F職」を厚生年金保険に加入する取扱いが行われていなかったことがうかがえる。

また、i) 請求者が記憶する請求期間⑤において勤務したE出張所の事務担当者であったとする者は、「請求期間当時、E出張所でA事業所と書類等の受け渡しを行っていたが、請求者の厚生年金保険の加入の有無、保険料の控除が行われていたかは分からない。」と回答していること、ii) A事業所は、「請求期間当時の資料は保管しておらず、請求者に係る厚生年金保険の加入の取扱い及び保険料控除等の状況について確認できないが、当時の当事業所の事務担当者に確認した厚生年金保険に係る加入の取扱いを踏まえると、請求者についても、加入を希望しない者と認識し、厚生年金保険に加入しない取扱いが行われたと考えられ、厚生年金保険に加入する届出を行っていないF職の給与から厚生年金保険料を控除する取扱いを行うことは考えられない。」旨を陳述していること、iii) 請求者が一緒に勤務した「F職」として記憶する同僚及び前述の照会において回答のあった者は、厚生年金保険の取扱い及び保険料控除については分からない旨を回答していることから、請求者の請求期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について確認又は推認することができない。

さらに、上記被保険者原票を確認したが、請求期間において請求者の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番もないことから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険の加入記録が欠落しているなどの事情も見当たらない。

加えて、請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び同記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日、国民年金被保険者台帳及び請求者が所持する年金手帳等から、昭和57年1月又は同年2月頃にG市で払い出されたものと推認でき、この頃に国民年金の加入手続が行われ、請求期間に対応する期間の国民年金保険料は、昭和55年4月から昭和56年3月までを過年度分、同年4月から昭和57年3月までを現年度分として納付していることが確認できる。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断

すると、事業主により請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。